

商標権	判決年月日	令和4年12月26日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和4年(行ケ)第10067号		
○ 引用標章「OLYMPIAD」及び「オリンピックアード」が著名といえるかには疑義が残り、また、本件商標が引用標章に類似するとはいえないとして、本件商標が商標法4条1項6号に該当するとはいえないとされた事例				

(事件類型) 商標登録取消決定取消 (結論) 認容

(関連条文) 商標法4条1項6号

(関連する権利番号等) 商標登録番号第6323630号、異議2021-900067号

判 決 要 旨

1 異議申立人は、令和3年2月24日、本件商標登録につき、商標法4条1項7号、11号及び15号を理由とする登録異議の申立てをした。同申立て中、同項7号、15号を理由とするものは「OLYMPIC」を、同項11号を理由とする申立ては「OLYMPIAN」を引用商標とするものである。

特許庁は、職権で、同項6号についても審理し、令和4年5月24日、本件商標は、「OLYMPIAD」及び「オリンピックアード」の文字（以下「引用標章」という。）との関係で、同号に違反して登録されたものであるとして、本件商標登録を取り消すとの決定をした。

【本件商標】

OLYMBEER
オリンピックア-

2 本判決は、以下のとおり、本件商標は商標法4条1項6号に該当しないとして、上記決定を取り消した。

(1) 異議申立人が主催するオリンピック競技大会は、商標法4条1項6号所定の「公益に関する事業であって営利を目的としないもの」に該当し、各種辞書においてオリンピック競技大会と同義との掲載がある引用標章は、公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章であるということ是可以する。

(2) 引用標章は、関係者や識者等の間では著名なものであると認められるが、それを超えて、本件商標の設定登録日において、商標法4条1項6号が規定する著名性を有する、すなわち本件商標の指定商品の取引者、需要者の間で広く認識

されているものであると認めることについては、疑義も残るといわざるを得ず、少なくとも他の商標との類似性の判断において、著名性が高いことを前提にすることは相当でない。

(3) 本件商標と引用標章は、2段か1段かという点において異なる。また、欧文字同士、片仮名部分同士を比較しても、欧文字部分では8文字中冒頭の4文字が共通するのみであり、片仮名部分では本件商標が6文字、引用標章が7文字であり、冒頭の「オリン」と、5文字目・6文字目の「アー」が共通するが、これらの文字の間に、本件商標では濁点を付した「ビ」が、引用標章では半濁点を付した「ピ」がある上、引用商標では語末に濁点を付した「ド」があるという点で相違する。

本件商標からは「オリンピアー」の称呼を生じ、引用標章からは「オリンピックアード」の称呼を生じるが、「オリン」の部分と「アー」の部分の共通にするものの、両者の間に本件商標では濁音「ビ」が、引用標章では半濁音「ピ」があり、さらに、語末が、本件商標が長く伸びる母音で終わるのに対し、引用標章が濁音の「ド」で終わるという点で相違する。

本件商標が造語であり特定の観念を生じないのに対し、引用標章からは、辞書に記載されている「オリュンピア紀」、「国際オリンピック競技大会」の観念を生じ、本件商標と引用標章は観念において比較できない。

そうすると、本件商標の指定商品の需要者と、引用標章が使用されるオリンピック競技大会に関心を有する者とは共通性を有するとしても、本件商標と引用標章は外観及び称呼において相紛れるおそれがなく、観念において比較できないのであるから、両者は類似しない。

(4) 以上によれば、少なくとも本件商標が引用標章と類似するといえないことは明らかであり、本件商標が商標法4条1項6号に該当するとした本件取消決定の判断には誤りがある。